

# 保険給付の制限に関する要綱

## (目的)

**第 1 条** この要綱は、国民健康保険法（以下「法」という。）第 60 条及び第 61 条の規定に基づき、保険給付の制限の適用基準を定め、厳正かつ公平なる運用を実施することにより善良なる被保険者の保護を図るとともに関東信越税理士国民健康保険組合（以下「組合」という。）の健全なる運営に資することを目的とする。

## (絶対的給付制限)

**第 2 条** 法第 60 条の規定に基づく絶対的給付制限は、次に定める各号の場合に行うものとする。

一 自己の故意の犯罪行為による負傷で、以下の要件を満たすとき

(1) 法令に違反し、かつ、処罰の対象となるべき行為を行ったこと

(2) 当該行為を行うにつき、故意が認められること

(3) 当該行為と事故による傷病との間に相当因果関係が認められること

二 故意に疾病にかかり、又は負傷し、以下の要件を満たすとき

(1) 傷病の発生について認識があること

(2) 社会通念上、非難される行為であること

2 前項に定める具体的事例については別に定める。

3 別に定めた事例のほか理事長が必要と認めた場合は、給付制限を行うことができる。

## (相対的給付制限)

**第 3 条** 法第 61 条の規定に基づく相対的給付制限は、社会通念上、非難される行為を行った場合、道路交通法等の危害防止に関する規定で罰則の附されているものに違反すると認められる場合に行うものとする。

2 前項に定める具体的事例については別に定める。

3 別に定めた事例のほか理事長が必要と認めた場合は、給付制限を行うことができる。

4 給付制限の割合は、事故等の状況及び第 1 項における違反の程度を考慮するものとする。その決定は、常務理事会にて協議のうえ理事長が行うものとする。

## (給付制限と第三者行為の競合)

**第 4 条** 給付制限と第三者行為が競合した場合は、第三者行為による求償をまず行い、これによって収納できなかった部分について、給付制限の額を考慮するものとする。

## (事務の委託)

**第 5 条** 組合は、次の各号に定める事項に該当する場合、埼玉県国民健康保険団体連合会に事務を委託することができる。

一 保険給付費が 120 万円を超えるとき

二 その他理事長が必要と認めるとき

**(返還金の請求)**

**第 6 条** 給付制限によって保険者が返還を求めることとなった保険給付費は、組合員に対し、請求書により返還を求めるものとする。

**(委任)**

**第 7 条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 17 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までになされた処分、手続き等は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。